

環境農林水産常任委員会会議録

平成29年 1 月26日

場 所 第4委員会室

平成29年1月26日(木曜日)

午前9時58分開会

会議に付託された議案等

○環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査

○その他報告事項

- ・第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について
- ・林業労働災害の現状と再発防止対策について

出席委員(8人)

委員 長	右松 隆 央
副委員 長	島田 俊 光
委員	外山 衛
委員	山下 博 三
委員	黒木 正 一
委員	河野 哲 也
委員	凶師 博 規
委員	井上 紀代子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	大坪 篤 史
環境森林部次長 (総括)	川野 美奈子
環境森林部次長 (技術担当)	那須 幸 義
部参事兼 環境森林課長	大西 祐 二
みやざきの森林 づくり推進室長	長友 善 和
環境管理課長	川井田 哲 郎
循環社会推進課長	温水 豊 生

自然環境課長	廣津 和 夫
森林経営課長	渡邊 幸 一
山村・木材振興課長	下沖 誠
みやざきスギ 活用推進室長	三重野 裕 通
林業技術センター所長	西山 悟
木材利用技術 センター所長	小田 久 人
工事検査監	甲斐 良 一

事務局職員出席者

議事課長補佐	伊豆 雅 広
議事課主査	原田 一 徳

○右松委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

お手元に日程案を配付しておりますが、本日の委員会につきましては、鳥インフルエンザの対応を考慮し、当初予定しておりました農政水産部の審査は取りやめ、環境森林部のみ審査を行うこととしたいと考えております。

なお、委員会終了後に、引き続きこの委員会室にて、木城町における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う対応状況等について、御報告を受ける予定としております。

それでは、日程案のとおり行うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時58分休憩

午前10時0分再開

○右松委員長 委員会を再開いたします。

報告事項について説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○大坪環境森林部長 おはようございます。本年もどうぞよろしく願い申し上げます。

私ども、昨年は、杉の生産が25年日本一ということで、県内外に向かって積極的にPRをしたんですが、本年のキャッチフレーズは、本格的な造林元年ということにいたしました。

12月の常任委員会でもさまざまな御議論がありまして、地域ごとに事情がさまざまでございますので、そういったものを十分踏まえながら、農林振興局単位で管内の市町村や林業団体等と密接に連携をして、その地域に合った問題、そしてその対策というものを十分に議論したいというふうなお話をしました。

早速、そういった組織づくりを本年1月からスタートしてまいりたいと考えているところでございます。

将来、25年、50年に向かって、本県の森林林業が持続的に循環可能なものとなるように、そして山村地域が十分に所得があって、しっかりと生活ができて、そして地域振興も図れるような、そんな対策を一体となって進めてまいりたいと考えているところでございますので、今後ともどうぞよろしく願い申し上げます。

常任委員会資料の表紙をごらんください。

本日は、まず、第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について、その内容やスケジュール等について御説明をした後に、最近、残念ながら林業労働災害が多発しておりますので、その現状と再発防止対策について御説明をいたします。

詳細はそれぞれ担当課長から説明しますので、よろしく願いします。

以上でございます。

○廣津自然環境課長 委員会資料の1ページをお開きください。

第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について御説明いたします。

まず、1の計画の概要であります。この計画は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、策定するものでありまして、2つ目の丸のそれぞれの役割にありますように、国の定めた基本指針に即して知事が定め、県や市町村、関係団体は、その計画に基づきまして、鳥獣の保護管理を実践することになっております。

2の計画期間でございますが、平成29年4月1日から5年間であります。

次に、3の計画案の主な内容の(1)の鳥獣保護区、特別保護地区に関する事項についてであります。

鳥獣保護区は、生物多様性の保全に資するために指定することができるとされておりますが、狩猟が禁止されておりますことから、保護区周辺において鹿やイノシシの被害が深刻になるなどの事例が見受けられております。

このため、近年は、鳥獣保護区の更新に当たりまして関係者の同意が得られず、更新されない場合もありまして、表の中ほどの第11次計画と実績の欄にありますように、計画に対し、実績は6カ所、5,445ヘクタール減って、101カ所の5万4,727ヘクタールとなっております。

また、鳥獣保護区の区域内で、一定の開発が制限される特別保護地区につきましては、計画に対し、実績は1カ所、104ヘクタール減りまして、7カ所の1,892ヘクタールとなっております。

このようなことから、第12次計画につきましては、市町村を通じて事前に地元の意向を伺ったところ、廃止・縮小の要望がありましたこと

から、鳥獣保護区につきましては100カ所、5万3,900ヘクタール、特別保護地区が変わらず7カ所の1,892ヘクタールの計画としております。

次に、(2)の鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項であります。

鳥獣保護思想の普及啓発や自然保護に対する意識の向上を図るため、県の鳥であり、準絶滅危惧種に指定されておりますコシジロヤマドリと国の鳥でありますキジの放鳥を計画しております。

コシジロヤマドリにつきましては、年20羽、計100羽の放鳥を目指しておきまして、ニホンキジにつきましては、出会い数が増加傾向にありますことなどから、第11次計画から半減しまして、5年間で4,000羽の計画としております。

次に、2ページをごらんください。

(3)の鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項のうち、①の狩猟免許を有していない農林業者が行う有害鳥獣捕獲に関する規制のあり方についてであります。

有害鳥獣捕獲は、それぞれの市町村におきまして、主に捕獲班により行われておりますが、第11次計画では、農林業被害を防止する観点から、農林業者は狩猟免許を有していなくても、みずからの事業地内で囲いわなを用いてイノシシ等を捕獲する場合、許可することができるとしております。

第12次計画では、これに加えて、みずからの事業地内で、小型の箱わな等によりアナグマ、アライグマ等の小型の鳥獣を捕獲する場合にも、許可できるようにしたいと考えております。

これによりまして、農林業者による小型の有害鳥獣の捕獲が促進されるとともに、捕獲班は鹿やイノシシ等の捕獲に専念できるようになり

ますので、効率的に有害鳥獣捕獲が行われるようになるものと考えております。

次に、②の有害鳥獣捕獲に係る許可日数についてであります。

有害鳥獣の捕獲許可期間につきましては、被害の実態や住民の安全などを考慮しまして、必要最小限の期間としております。

第11次計画では、イノシシ、鹿、猿などについては原則90日以内、その他の鳥獣については原則30日以内としております。

第12次計画では、被害の実態や関係者の要望等を踏まえまして、イノシシと鹿について原則180日以内に、また、アナグマ、アオサギ、ゴイサギについて原則90日以内をしたいと考えております。

これによりまして、より被害実態に応じた捕獲日数を確保することができるようになるものと考えております。

最後に、計画策定のスケジュールであります。

これまで市町村や県猟友会と意見交換を行いまして、計画案の策定を進めてまいりました。

今後はパブリックコメントを実施しますとともに、自然環境保全審議会の意見なども聞きながら計画を策定しまして、4月1日からの施行を予定しているところでございます。

説明は以上でございます。

○下沖山村・木材振興課長 委員会資料の3ページをお開きください。

林業労働災害の現状と再発防止対策についてであります。

まず初めに、報道にもありましたとおり、今月の5日と9日に、林業の現場で死亡事故が連続して発生いたしました。

年末年始は時節柄、労働災害発生のおそれが高まると考え、林業事業者等への注意喚起を行っ

ていたところでありましたので、残念な思いでいっぱいあります。

亡くなられた方、その御家族の皆様にご心から哀悼の意を表します。

それでは、説明いたします。

1の現状についてであります。

(1)の発生件数ですが、グラフをごらんください。

本県の平成28年の災害件数は69件、うち死亡災害が3件で、災害件数はデータのある昭和39年以降で最も少なくなっておりますが、死亡災害の件数は横ばい状態となっております。

グラフの下の表は、本県と九州の隣県、本県同様、林業の盛んな道県の状況であります。

北海道が災害件数、死亡災害件数とも全国で一番多く、本県が2番目となっております。

次に、(2)の作業別の発生割合ですが、伐倒作業による災害発生件数が全体の30%を占め、最も多くなっております。

(3)は業種別の災害の発生率、これは全国の数値ですが、林業は27.0で全産業平均の約12倍となっております。

(4)は平成28年に発生した3件の死亡災害の状況であります。

1件目は、チェーンソーを使用して、勾配約50度の急斜面の立木の伐採を行っていたところ、バランスを崩し、急斜面を滑落したものの。2件目は、伐採作業を行っているとき、熱中症により斜面に倒れているところを同僚に発見され、病院に搬送されたが4日後に死亡したものの。3件目は、重機を運転し、作業路上にあった倒れた木を谷側の路肩に移していたところ、重機とともに路肩から約60メートル下に転落したものとなっております。

4ページをごらんください。

2の対策の(1)これまでの取り組みであります。

写真にありますように、これまで安全確保のための研修会、労働災害防止大会、安全衛生指導員による作業現場等の巡回指導などを実施してまいりました。

しかしながら、平成28年に3件の死亡労働災害が発生し、さらに年明けに続けて2件の死亡事故が発生しましたことから、(2)の対策を緊急に実施することにいたしました。

まず、事業主や現場作業員を対象に、緊急集団指導会を県北、県南、計2カ所で開催いたします。

加えて、2月から3月にかけて、労働基準監督署や関係団体と合同で緊急パトロールを実施する予定であります。

災害の防止に特効薬はありませんので、今後とも継続して粘り強く対策に取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。

○右松委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項について質疑をお願いします。

○山下委員 労働災害のことについてお尋ねします。本県で昨年3件の死亡事故が発生しているということですが、この亡くなった人たちの勤務というのは、森林組合に勤めている人たちですか、それとも木材業をやっている人たちですか、確認とれてる。

○下沖山村・木材振興課長 平成28年に亡くなった方は、2件が林業事業体、企業の方です。もう一件が一般社団法人、これは諸塚村にありますけれども、これの団体の方になっております。

○山下委員 都城で去年の10月だったか、11月

だったと思うんですが、酪農家の方が、ちょうど70歳ぐらいだったんですが、台風16号の風倒木が、都城でかなり出ましたよね、今回は北風の戻しが強かったもんですから。自宅から100メートルぐらい離れたところの山で木が倒れたもんですから、その風倒木の除伐をされてお亡くなったんですよ。こういう事故は、カウントされないんですか。

○下沖山村・木材振興課長 御指摘がありましたように、都城でありましたり、また別の市町村でも、そういった自家でやられた方で災害に遭われて亡くなった方がおまして、そういう方については労働災害にはカウントされておられません。

あくまでも、林業事業体のほうでの4日以上のお休業なり死亡事故という件数がカウントされているところがございます。

○山下委員 であれば、この統計表というのは、全国でそういう森林業務に従事されている方のカウントだろうと思うんですが、それ以外にも風倒木の除伐をするのにかなりの犠牲もあったと思うんですが、そういう人たちはカウントされているんですか。

○下沖山村・木材振興課長 全国の数字が出ておりますけれども、そういった自分で、事故や災害に遭われた方というのはカウントされておられません。

○山下委員 以前、緊急雇用対策事業等で、かなり森林組合等で募集をかけて雇用があったと思うんです。

山での作業というのは、かなり熟練の、やっとなれていかないと、こういう事故に遭われると思うんです。緊急雇用対策等で雇用した方、そういう人たちもやっぱり今までの中で事故がかなりあったもんですか。

○下沖山村・木材振興課長 この手元にはそういう数字がないんですけれども、経験年数が割と、1年、2年の方というのはかなり気をつけますので、こういった方はなかなか事故には遭わなくて、災害に遭われた方というのは大体四、五年から経験の多い方、なれたところに災害が起きるといような傾向にあると認識しているところであります。

○山下委員 はい、わかりました。

○黒木委員 林業労働災害が多いというのは大変残念に思っておりますし、今いろんなところで話題になっておりますけれども、何とかいい対策といいますか、継続的に取り組まなければいけない問題だと思いますが。この作業別発生割合を見ても、伐倒、集材・運材、造材関係がパーセントとして高くなっているということで、最近、非常に山が動き出したということで皆伐が進んでおりますけれども、そういったもので大型機械とかが入って、そして、やっぱりコストを考えることによって、安全対策がなおざりになっている面もあるんじゃないかなという話も聞くんですけれども。この林業災害、特にほかの産業からして多いということについて、原因としてはどのような見方をされているのか、考えがあったらお伺いしたいと思います。

○下沖山村・木材振興課長 やっぱり木材というのは、重量物でありますので、あと、平場じゃなくて急斜面でやるというようなことでありまして、そういったことから、足場もなかなか難しいところでそういった作業をしますので、災害が必然と起こりやすいというような状況になると思います。

また、そのために、そういった災害が起きないように、労働者に対しては事前に研修をやったりとか、安全講習をやったりとか、そういった

たもので災害の防止に努めているところでございますけれども、そういったことは死亡とかけがとか、そういう災害が起こる前に、やっぱり「ひやり」とか「はっと」する事故はこの何倍もあるわけで、そういったものをなるべく少なくしていくような、そういった取り組みが大事じゃないかと考えているところでございます。

○黒木委員 この労働災害が起こる時間の特徴とか、そういったものは何か顕著なものがあるんでしょうか。

○下沖山村・木材振興課長 死亡災害につきましては、私の手元にあるのは午前中とか、それから午後1時ごろ——昼の休憩終わってすぐとかいうのがかなりあります。

それから、夕方の終業間際、5時までとしますと4時ごろとか、そういった作業になれてきてその疲れが出てくるころ、それから作業を開始した直後、そういったときに災害が起きやすいような傾向があると考えています。

○黒木委員 けがをした人とかの話を見ると、ちょっとした油断でけがをしたんだと。あとこれだけやっておこうというときにけがしたとか。大きな事故につながるということがあるんじゃないかなという気がするんですから、聞いたところでは。

実は昨年暮れに鹿児島県の十島村というところに行ったんですけれども、ここは人口の増加率が、この5年間、国勢調査で全国で2番目にふえた、15%ぐらい人口がふえた。

なぜふえたかという、移住者がふえたということで。そこに行って若い移住者たちといろいろ意見交換会している中で、ちょっとショックなことがあったのは、我々の仲間内で話題になっているのは、私が山の出身だという話をしたら、私たちは林業に物すごく興味があります

と、ただ、私たちの仲間内では、親孝行したければ林業につくなど、なぜかという災害が多いという話をしたもんですから、ちょっとショックだったんですけれども。

そういう中にはありますけれども、昨年暮れ、美郷町に30代の夫婦と子供3人が移住してきて、何をしたいかといったら原木シイタケをやりたいと。とりあえず、作業班にでも入って現金を稼ぎながら、その道を進んでいってという話も聞きますし、私の地元でも何か東京から若い20代の男性が移住してくる、その人は何をしたいかといったら、やっぱりシイタケをやりたいと言うけれども、何かほかのことで所得を得ながら、そういった方向へ進んでいってどうかということも聞くもんですから、若い人たちのそういう今動きがある中で、移住者たちもやっぱりネットワークを持っていて、もう林業についたら危ないよというような意識になったら、これ、困ったもんだなあと思うもんですから、県としてできる限りの安全対策について、これからはしっかりと取り組んでいただきたいと要望しておきたいと思います。

○山下委員 この平成25年の発生件数、事故件数から死亡件数もかなり多いんですが、このときはやっぱりこの前年が台風か何か来てるんですか。

○下沖山村・木材振興課長 これは関連性がなかなか見つからないところなんですけれども、平成24年が、件数、死亡災害と少ないんですけど、この年は木材価格が7,000円弱となっていて一番安いところで、林業の生産活動が結構かなり停滞したところじゃないかと考えているところです。

25年になりますと、材価が持ち直しまして、林業生産活動等がまた活発になって、こういった災害等が起こってきたんじゃないかと考えて

いるところですよ。

○山下委員 黒木委員からも言われましたように、今、伐採面積が拡大してますよね。もう機械に頼らないといけない、以前は人がやっぱり中心でやっていて人も多かったはずですけども、今は携わる人は少なく機械に頼らないといけないんですが、この事故原因を見ても、ちょっとした不慮の事故かなと思うんですが、死亡事故は別として発生件数の中で、例えばチェーンソーで足を切ったとかになるだろうと思うんですが、要因としてはどういう事故が69件の中で一番多いですか。

○下沖山村・木材振興課長 事故の方としましては、例えば転落とか墜落とか転倒、それから激突、被雷、落下とかいろいろあるんですけども、やっぱり激突とか、切れこすれとか、そういうものが一番多いような状況になっております。

業種によって、運送業の場合は、交通事故であつたりとかが多いんですけど、林業の場合は、刃物で切ったりとかそういったもの。

それから、飛来、落下ということで、伐倒した木が倒れてきて落ちたとか、そういった原因が多いような状況になっております。

○山下委員 最後になりますが、以前、白蟻病というのがありましたよね。チェーンソー振動で、ずっと長時間使う人たちの病気というのがあつたんだろうと思うんですが、今、この問題が余り出てこないんですが、労働災害になるのかどうかはわかりませんが、その辺の問題は今どうなっていますか。

○下沖山村・木材振興課長 振動障害認定者数のお尋ねだと思いますけれども、平成8年以前はやっぱりかなり多かったんですけども、だんだん数が減ってきておまして、直近の数で

いきますと、平成26年度に宮崎県内で振動障害の認定者とされた方が林業で14名、その他で29名ほどといった状況になっておるところでございます。

○井上委員 今、お話を聞いていると、大体、ああ、そうだろうなあと、事故はそうやって起こるんだなということをお聞かせしていただいたんですが、一つちょっと気になるのが、全体的に作業道の関係は余りないというふうに考えていいんですか。

その作業道の整備がもっときちんとしていければ、事故が減っていくとかということが関係があるのかないのか。

それとも、作業道は、今、宮崎県内の山からすると整備は十分であると考えていいのか、そのあたりを教えてくださいませんか。

○下沖山村・木材振興課長 作業道といいますか、林内の路網密度は、宮崎県は全国で一番発達しているわけですけども、作業路が入ってくると、高性能の林業機械とかそういった作業の機械が入りまして作業がしやすくなるんです。機械がたくさん入れば、それに安全性を加味しながら作業をすれば、災害が起きにくいと考えています。

今現在、災害が多いのは架線集材、架線を張って集材する災害の割合がかなり高いので、道路があれば機械が入って、その機械を安全に使用することによって、労働者の作業量等も軽減されますし、そういったところで災害が少なくなっていくんじゃないかと考えているところでございます。

素材生産量の割合に応じて、やっぱり都道府県、北海道が一番数が多く、宮崎県も2番目に多いわけですけども。素材生産量の割合に比例して多いので、やっぱりそういったところで

機械等も整備しながら、安全に作業できるような研修会等もやっていく必要があると考えているところでございます。

○島田副委員長 組織の指導は徹底されるんですけど、一人親方になると、その指導がなかなかできないんですよ。

我々も監督署と一緒に回るんですけど、やっぱり毎朝の日報、それをつくるようにということで、組織は指導されていくんですけど、一人親方になるとそういうことができないんですよ。

土木事業は、現場の監督者が見て指導するわけです。でも、林業は自分一人一人が考えてやるもんだから、やはりここは危険だなと思って、それが自分で気づかないんです。そういうところで事故が起こると思うんです。

だから、そこはやっぱり組織のほうはしっかりやってるわけだから、これからふえていくだろう一人親方とか、そういう人たちが、やっぱりこの数字の中に死亡事故が残るもんだから、全体が悪いように見えるんです。

組織はしっかりやっているんですけど、一人親方のほうをどう指導していくかが今後の問題だろうと思います。だから、そこはやっぱり今後考えてもらいたいなと思います。

○下沖山村・木材振興課長 やっぱり事業体の方は、朝礼をやって、気をつけるようにということで、いろんな危険等のレクチャーをやるんですけども、一人親方に対してはなかなかしないということで、今度、2月と3月にかけて現場を巡回指導しますので、一人親方のところも対象にもしておりますので、十分、指導してまいりたいと考えています。

○山下委員 この第12次の鳥獣保護管理、この計画の策定についてちょっとお伺いしたいと思

うんですが、第11次と第12次で、新たに入ったのがアナグマ、アオサギ、ゴイサギという3つが入っているんですが、これの被害というのはかなり出ているんですか。

○廣津自然環境課長 鳥獣被害の割合でいきますと、イノシシ、鹿で約8割になりまして、あと猿が1割ありまして、それで9割を占めております。

それ以外の鳥獣で残り1割ということで、全体の被害額にしますと6億2,000万ぐらいで、それ以外で6,000万ぐらいが出ていると。その中でこのアナグマ、アオサギ、ゴイサギ、被害額としてはその内数に入るわけですけど、駆除の実態、被害の発生の実態を言いますと、年間通じて被害が出ていて、駆除活動も行われているということで、今回90日以内に延ばすようにしたところですよ。

○山下委員 アナグマの被害というのは、大体、私たちも想像できるんですが、アオサギ、ゴイサギ、これはやっぱり川でアユの稚魚をとったりするという被害ですか。

○廣津自然環境課長 やっぱり魚の被害というのがありますし、一部に稲を植えたならそれに取りつくというようなこともあるみたいですよ。漁業の被害が大きいと思います。

○山下委員 この第12次計画の中で渡り鳥、ここ辺の実態というのを把握する計画はないんですか、この中には入っていないの。

○廣津自然環境課長 この資料では主な部分でこうやって出しておりますけれども、計画の中では、野生鳥獣の調査という項目がありまして調査するようにしています。

実際、渡り鳥、今、鳥インフルエンザが発生しましたけれども、それに野鳥のかかわる分があるということで、野鳥の渡来調査とそれの「ふ

ん便調査」というのは、環境省もやっておりますし、県独自の調査もやっているところですよ。

○山下委員 飛来してくる渡り鳥の把握はどこが管轄しているの、しているとすればどこの部署が確認しているの。

○廣津自然環境課長 先ほど言いましたように、環境省のほうでも独自に調査をやっておりますし、自然環境課のほうでも調査を委託してやっているということです。

○山下委員 12月に発生した川南も近くにため池があったんですね、今回も脇を小丸川が流れておりまして、やっぱり農家の防疫もしっかりとやらないといけないんでしょうけれども、確定じゃないんですが、どうしても由来というのが、この時期に渡り鳥が来る、そしてやっぱり韓国とかそういうところはかなり発生しているわけですから、その由来というのは懸念されているんですね。

自然環境課が窓口であれば、やはり渡り鳥の飛来する生息数とか、そこの調査をしたらいいのかなと思うんですが、そこの協議というのはどのようになされていますか。

○廣津自然環境課長 渡り鳥の調査というのは、環境省は全国的にやってみて、県レベルで単独でやっているのは、宮崎県だけじゃないかなと思っています。

それは、22年から23年にかけて、鳥インフルエンザで県内で大きな被害が出ました。それを受けて防疫マニュアル、野鳥対策のものをつくりまして、その中で県独自でも野鳥の飛来調査をするようにしたものです。

その調査内容については、畜産担当のほうにも情報提供をしまして、こういう状況ですよということでお知らせはしているところですよ。

○山下委員 ちょっと教えてほしいんですが、

どういう種類の鳥がどれぐらい来ているんですか。

○廣津自然環境課長 飛来している種類、数については、ちょっと、今、手元に資料がございませんので、しばらくお待ちいただきたいと思っています。

○山下委員 それで、皆さん方は、野鳥の会とか、そういうのがあらわれて調査依頼されていると思うんですが、私は都城なんですけど、サシバが10月ぐらいにもう中継して来るわけですから、全国からやっぱり渡り鳥の調査に来られるポイントがあるんですよ。

それはそれとして、せっかく皆さん方がそういう組織、団体をお願いして調査をされるのであれば、環境省のほかに、宮崎県ぐらいがこれだけの調査をしていますということなんですけど、そういう情報を畜産のほうには流しておられるということですので、いち早くそういう飛来数が多いとか、新たな鳥が来るとか、そういう情報共有をして、防護策をびしゃっとしないといけないと思うんです。

それは畜産のほうとの連携というのは、生かされていると思われませんか。

○廣津自然環境課長 やはり委員おっしゃるように、鳥インフルエンザのウイルス自体がずっとあるわけじゃなくて、やはり外から持ち込まれるものだろうということで考えておりまして、そのために野鳥の調査もしています。

畜産担当のほうにも、先ほど言いましたように情報提供をしておりますし、県庁ホームページに、環境省の分も含めまして飛来数の状況というのは掲載して、皆さんにごらんいただけるようにはしている状況でございます。

○山下委員 最後の質問ですが、これはいつぐらいから調査をかけています。

○**廣津自然環境課長** 県のほうで調査しておりますのが、10月から3月に月2回の調査を実施しております。

これは、日本野鳥の会にお願いしてやっているところです。

○**山下委員** お願いされている野鳥の会は何団体ですか。

○**廣津自然環境課長** 野鳥の会の宮崎県支部にお願いしてやっておりまして、それぞれの会員の方々が、場所としましては一ツ瀬川、大淀川、五ヶ瀬川、あと巨田池、この4カ所でやっていただいているということです。

それから、よろしいでしょうか、先ほどのどういった鳥が来ているかという御質問でありましたけれど、多いのはカモ類で、マガモとかオナガガモ、あとオオバンとかオシドリあたりがあります。それから、多いものとしてはカルガモ、それからヒドリガモ、そういったものが数としては多いということでもあります。

○**山下委員** わかりました。

○**外山委員** 関連で1点だけ、これ単純な質問なんですけれども、この有害鳥獣捕獲にかかわる許可日数、これ狩猟免許を持っている方々に与える日数、これどういう根拠というか、意味合いで定めなければいけないんですか。

例えば、年間通してでいいような気もするんですけど、この180日とか90日以内というのは、どういうふうに理解したらいいんですか。

例えばイセエビだとか、ああいったものの禁漁の制度を保つために期間を設けるのはわかるけれども、これはどう捉えたらいいんですか。

○**廣津自然環境課長** 基本的には、有害駆除というのは、被害が発生したのを受けて、それに対応するために捕獲を許可するという制度であります。

その中で、被害が常態化しているものについては、ある一定の捕獲も必要だろうということで90日にしているところです。

その中から今回は、鹿、イノシシについて180日としておりますけれど、これについては、先ほど言いましたように、本県の農林作物被害の8割がこの2つであるということ、それから、国のほうで指定管理鳥獣として生息数を半減させるといような目標を立てているのが鹿とイノシシです。

そういったことで捕獲をもっと促進するべきであろうという考えなんですけれど、市町村のほうからも、もっと期間を延ばしてほしいということで、この2つについて180日にしている。

それ以外のものについては、やはり被害の実態と、結局、銃を使ったりするわけですので、住民の安全の確保ということで、30日ということで区分けしております。

○**外山委員** 例えば、イノシシ、鹿は年中被害があるわけだから、365日にしてもいいような気もするんですが、なぜこの180日に絞れるものかなど、その辺がわからないんです。

○**廣津自然環境課長** 確かに、1年通してという御意見もあるかと思うんですけど、この有害駆除の基本的な考え方自体が、その被害が発生したときに、それを受けて捕獲を許可しますという制度でございます。

それが、一度の被害で1年中、捕獲できるようにするのかというのもちよっとどうかということで、年2回ぐらいはそういった被害の実態を確認しながらやっていくというようなことで、180日と考えております。

○**外山委員** わかりました。

例えば、1月に被害が出て180日で、6月に出れば180日、1年を通してそういう考えでいいん

ですか。

○**廣津自然環境課長** 被害が確認された都度、申請されて、許可ができるということです。

○**黒木委員** この保護管理事業計画は、先ほどの説明では市町村からいろいろ要望があって、それに対応して5年間の計画を変更するということがありますけれども、策定したら5年間はどんな例外もないといえますか、これはもう5年間で計画を変更することはできないわけでしょうか。

○**廣津自然環境課長** この計画は、国が5年に一遍、基本方針を出します。それに沿った形で5年ごとにつくり変えているものです。

11次計画も5年前につくったんですけれど、その間に鳥獣保護法の改正がありまして、途中で中身の変更を行っています。

そういったことで、法律とか制度の改正とかあれば、見直していくということになります。

○**黒木委員** この鳥獣保護区、特別保護地区、これは計画よりも少なくなったというのは、もう結局計画どおりではなかったということで、それは言えば、この保護区域があるから、そこが繁殖地になっていて鳥獣被害が減らないんだということでこうなったという説明ではなかったかと思うんですけれども、この鳥獣保護区は公有林が多いのか、民有林が多いのか、どれぐらいの割合なんでしょうか。

○**廣津自然環境課長** 割合としては把握しておりませんが、今、設定しているところがかなり奥地のほうになります。民有地もありますけれども、国有林が含まれる部分もあります。

○**黒木委員** 県有林はこの保護区があるわけでしょうか。

○**廣津自然環境課長** ちょっとお待ちください、確認をいたします。

○**黒木委員** なら、ほかの質問で。ニホンキジは11次計画から半減ということになると思うんですけれども、先ほどの説明ではもうキジがふえたということであったと思うんです。キジを放鳥する場合は、キジを飼育する業者から買い上げて放鳥しているということですか。

○**廣津自然環境課長** 放鳥用のニホンキジを養殖されている方がおられて、そこから購入して放鳥しております。

○**黒木委員** それは県内からですか。業者数は幾つかあって、何者からか購入しているのでしょうか。

○**廣津自然環境課長** キジを放鳥用に養殖されているのは、県内では1者です。

あとは、キジ肉ということで、食用で養殖されているところが2カ所ほど県内にあるということで承知しております。

○**黒木委員** 1者であれば、半分になったら経営的に困るんじゃないかなと、8,000羽ぐらいだったら、そんなに経営的にも影響ないと考えていいわけですか。

○**廣津自然環境課長** この程度であれば、経営的には成り立つということで考えております。

○**黒木委員** ちょっと余計な心配でどうも済みません。

この許可に関する事項で、困りわなから今度は箱わな、もしくは、つき網を用いてとることも許可ができるということですが、この箱わなは結局イノシシですよね、鹿は箱わなではとれないですよね。

今、聞くところによると、箱わなはかなりかけているんですよね。そして、イノシシが最近とれんと、箱わなで小さい子供のイノシシまでとってしまうから、とれんようになったんじゃないかなとか話も聞きますし、ことしはどうも

とれんという話を聞くもんですから、問題は鹿だということをしていろいろ奥地では聞くんです。これが5年間変更できないということになれば、何か鹿を捕獲する対応をするような、そういうのをとることが重要ではないかなというんで、これは農林業者の自衛手段が広がったということ、ありがたいことだと思っんですけども、そういった対策というものも必要ではないかなと。今のところそういう対策がないからできないんでしょうけれども、そういうような感じでしたところ。

ただ、これが自衛手段として広がるということは、大変ありがたいことだと思いますし、また、先ほどから話題になっております許可日数も、イノシシ、鹿の日数がふえた、そしてこれまで少なかった、30日以内だったアオサギとかゴイサギ、これはもうかなりふえてますから、これも大変ありがたいことだなと思います。

それから、先ほどありましたように、みずからの事業地内ということになってますよね。これ11次でも12次でもそうですけれども、みずからの事業地内というのは、自分の土地というわけではないですよ。これ、どこまでの範囲と判断したらいいんでしょうか。考えようによっては、どこでもいいよということにもなるし、自分の所有する土地内ならいいよということなのかな、これはどういうふうに判断したらいいんでしょう。

○廣津自然環境課長 農林業者が事業を営む事業地ということで、田畑、それから森林で事業を営まれて、そこから収入を得ている部分について事業地と。所有に限らず、借り上げて農作物をつくるというような場合もあると思いますので、そういった場合も含まれると思います。

それから、先ほど県有林が含まれるのかとい

う御質問ありましたけれど、県有林にも鳥獣保護区が含まれておりますが、その面積がどれぐらいというのは、この場ではちょっとお答えが、資料として、データとしてございません、申しわけありません。

○黒木委員 県有林のほうは結構多いと。

○廣津自然環境課長 面積でどれぐらいというのは、ただいま手元に数字がありませんので、どれぐらいかという話になりますと難しいんですけど、割合としては、民有林のほうが多いということで考えております。

○黒木委員 ちょっとよくわからないんですけど、かつて県有林が保護しているんじゃないかということを知ったことがあったもんですから、どれぐらいかなと思って。あなたたちが保護しているから、被害が減らないんだというようなことも聞いたことがあるもんですから、どういう実態かなと思って、それをお聞きしたところでした。はい、いいです。

○山下委員 ちょっと確認をさせてください。

渡り鳥なんですけど、ことし11月だったかな、早くに北海道のほうで渡り鳥からインフルの陽性が出たんですよ。青森でブロイラー、採卵農家やったかな、インフルエンザが出たんですよ。

我々は当初、ことしはこっちの九州より北海道、東北のほうに渡り鳥の飛来が多くなったのかなと、昨年、ことし、そういう思いでおったんです。幾分かもう安心もしていたんですが、東北のほう結局渡り鳥が多いんだろうなという思いを持っていました。

だけれど、12月の二十何日でしたかね、発生して、また今回出たということで、皆さん方は渡り鳥の調査をされておって、ことし飛来するのがおけているのか、通年同等程度で来てい

るのか、その把握というのにはされていますか。

○**廣津自然環境課長** 県内の飛来の状況を過去2年ぐらいと比べてみますと、平成26年に県内でも2件、家禽の鳥インフル発生しましたが、そのときと同じような飛来の仕方といいいますか、増加の仕方をしているという状況でございます。

全国的には、環境省が年末に緊急会議、検討会議を開いておりますけれど、その中では、全国的に例年に比べて飛来数が多いというような状況にはないというようなことで、分析がされているようでございます。

○**山下委員** せっかくそういうデータがあるんだったら、鳥フルも出たことですから、できればこの委員会にでも渡り鳥の飛来状況とか、説明してくれるとありがたかったなあという思いですが、また機会があれば出していただくとありがたいんですけど。

○**右松委員長** 資料の請求ということでよろしいでしょうか。

○**廣津自然環境課長** 資料を取りそろえて、また御提供したいと思います。

○**山下委員** お願いします。

○**井上委員** ちょっと気になるのは、量もさることながらコース、どっちのほうから来たかです。大体どの方向から来ているのかという、北から来るわけだけでも、どのあたりを通過してきたやつかという調査はできないですよ。

○**廣津自然環境課長** どの方向からというところまでは、今の段階でできてないんですけど、言われておりますのは、九州については朝鮮半島経由で来ているものが多い。北海道、東北については、シベリアのほうから大陸経由でやって来る、シベリア経由で北日本に入ったものが、寒さが進むにつれて南のほうにおりてくるとい

う、そういった状況はおおまかにはございますが、今現在、県内に飛来しているものがどの経路というところまでは把握できておりません。

○**河野委員** 確認ですけれど、有害鳥獣捕獲の許可日数の件で、180日以内というのは、先ほど外山委員にも答弁がありましたが、時期の確認をちょっとしたいんですが、もう一回答弁をお願いできないでしょうか。

○**廣津自然環境課長** 許可の時期としましては、農林作物への被害が出たときに、被害を受けた方から依頼された方が捕獲許可申請をされます。

それで、その申請を受けた市町村が現地調査なりをして許可するというので、許可の時期としては、被害が発生した都度ということになります。

○**河野委員** 結局、予防的な発想で、被害が出そうだというデータに基づいて先に捕獲を始めるとか、そういうことではないということですよ。

○**廣津自然環境課長** 基本的には、被害が発生したのを受けてからの許可手続になりますけれど、制度としては、今、委員がおっしゃられたように、激しい被害が常態化している、年間を通じてずっと続いているというようなことがある場合には、過去のそういう被害発生状況とかを調査・分析して、それをもとに予察捕獲ということで、前もって許可する制度はございません。

○**河野委員** 勉強させていただきたいんですけど、(3)のほう、先ほど黒木委員の答弁にありましたが、結局、狩猟免許を有してない方にも捕獲が拡充しました。

ちょっと確認したいんですけど、捕獲後の取り扱いについて何か規制が、変化があるのか、もう今までどおりというか、任せるとい

そういうことなのか。

○**廣津自然環境課長** 捕獲した後の鳥獣の処分ということだろうと思いますけれど、それは捕獲した方のやり方になると思うんですが、少なくともその場に放置とか、そういったことはできませんので、他の環境に影響を及ぼすような処理の仕方はできない。地中に埋めるのであれば、ある程度の深さのところに埋めるとか、そういう処理が必要になります。

○**河野委員** これ拡充されるわけですから、行政側からそういう徹底というのを考えているかどうか。

○**廣津自然環境課長** 有害駆除の許可の事務については、今は市町村のほうに移譲してありますので、こういった許可の対象が規制緩和されて広がったということでもありますので、確かにそういった小型の鳥獣、自分で捕獲できるようになったんですけれど、そういった処理の方法とか、また逆に言いますと、リスクもないわけではありませんので、そういったことを含めて、申請をされる方にしっかり許可する前に指導していただけるように、県としても市町村へ担当者会議などでそういったところを伝えていって、慎重な対応をしていただくようお願いしたいと思っております。

○**右松委員長** ほかにありますか。ないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**右松委員長** それでは、以上をもちまして環境森林部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時57分休憩

○**右松委員長** 委員会を再開いたします。

その他、何かありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**右松委員長** ないようですので、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

午前11時1分閉会

午前11時1分再開